

指摘事項

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

令和6年2月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「条例」

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成24年12月21日鳥取市条例第45号)

「老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号」

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

☆サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算Ⅰについて、従業者ごとの個別の研修計画作成の際には、個別具体的な研修の内容を記載すること。

研修計画は従業者ごとに、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めておく必要があります。

※事業所の年間研修計画では不十分となる場合がありますので注意が必要です。

☆計画の作成

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」という）が漫然かつ画一的な計画となっている。

計画作成に当たっては、アセスメント情報を加味し利用者一人一人の状況等に合わせた計画を作成すること。

※ケアプランの丸写しになっていませんか。

※事業所が行うサービスの内容がそのまま目標になっていませんか。

ケアプランと個別サービス計画の関係性

マスタープラン

利用者の居宅における生活全般の生活課題を解決していくための手段と見通しのチームケアの計画

アクションプラン

利用者の生活課題を解決していくためにそれぞれのサービス事業者が担う部分のより専門的・具体的なサービスの実施計画

ケアプラン

居宅サービス計画
介護予防サービス計画

注) 居宅サービスを法定代理受領サービスとして提供するためにもケアプランは必要

連動性・整合性



計画の変更の必要性を常に検討
サービス担当者会議
モニタリング

個別サービス計画

(予防も含め)
訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ
通所介護・認知症対応型通所介護・通所リハビリ
短期入所生活(療養)介護
福祉用具貸与
小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護
夜間対応型訪問介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護